

2023年8月4日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第73号

「リースに関する会計基準 (案)」(2023年5月2日) に対するコメント

高畑 修一

頭書の件、公開草案に対して財務諸表作成者の立場から下記の通りコメントさせていただきます。
了

記

全 般 :

国際的な会計基準との整合性が図られた、わが国のリース会計基準を策定することに敬意を表する。本件は、今は亡き小賀坂(前)委員長が先頭に立ち、関係者の意見を丁寧に聴取しつつ検討を進めてきたものであると認識しているが、その遺志を引き継いで公開草案の公表に至ったことは喜ばしいことである。

開発にあたっての基本的な方針 : (質問 1)

わが国のリース会計基準の策定にあたって、国際的な会計基準と整合性を図ること、特に IFRS との整合性を図ることは優先事項であり、本公開草案における開発にあたっての基本的の方針を支持する。

また、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、または、経過措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する方針についても支持する。ただし、この点については、あくまでもわが国の会計基準であるから、わが国の実態に合った会計基準であることが大切である。仮に、わが国の実態に合わせることで、国際的な会計基準との整合性が図れなくなる場合には、IFRS 適用企業に配慮しつつも、わが国の会計基準であることを優先的に重視すべきである。

借手の会計処理 : (質問 1)

借手の会計処理について、IFRS 第 16 号が採用する「単一の会計処理モデル」をわが国の会計基準においても採用することに同意する。一方で、こちらも国際的な会計基準として認知されている米国基準の Topic842「2 区分の会計処理モデル」については、ニーズがあるのなら、代替的な

会計処理としてわが国の会計基準において認めてもよいと考える。

借手のリースの費用配分の方法について、「単一の会計処理モデル」か「2区分の会計処理モデル」かは、IFRS 第 16 号の検討過程においてもコントラバーシャルであったことは記憶に新しい。IFRS 公開草案においても当初は「単一」が提案されたが、再公開草案では一転して「2区分」の提案であった。わが国の企業からは強く「2区分の会計処理モデル」を推す声があがったが、しかし結局は当初提案の「単一の会計処理モデル」で最終化されたわけである。

リース取引の形態は多様であり、「単一の会計処理モデル」では、実態を反映しきれない。重要な事業資産をオペレーティング・リース取引によりオフバランスとしている場合は別として、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを、同一の会計処理で金融取引として取り扱うことには、特に費用認識の点で大きな懸念がある。オペレーティング・リースは多くの場合がサービスに近似した取引であり、その場合は定額の費用処理が適切と考えられるからである。

IFRS と米国基準は共同プロジェクトを組成してリース会計基準の開発を進めていたので、本来であれば借手の会計処理についてもコンバージェンスされた基準となるはず、なるべきであった。わが国のリース会計基準の開発において、IFRS 側を基本とすることは適切であるが、米国基準も IFRS も、どちらも国際的な会計基準であることを勘案して、企業が「2区分の会計処理モデル」の費用処理が実態にあっていると判断するのであれば、その選択肢を用意することも考えられるのではないだろうか。

少額リースに関する簡便的な取扱：(質問 10)

わが国の会計基準において、金額の閾値に「米ドル」を用いることは適切ではない。

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項：(質問 22)

その他：(質問 27)

わが国のリース会計基準が最終化されれば、IFRS&米国基準においてビッグ PJ と呼ばれていた会計基準とのコンバージェンスが一段落することになる。

ここで、あらためて金商法における単体開示のあり方、必要性について、自分たちは守備範囲外とか野暮なことは言わずに、ASBJ が声を挙げて検討していただきたい。たのみます。

以 上